

〈特別セッション〉

グローバル・クライシスと国際金融ガバナンス —FSF（金融安定化フォーラム）改組の意味するもの—

国土舘大学 野下保利

金融監督・規制における国際協力は必ずしも国際金融安定化政策の核心というわけではないが、金融危機が起こるたびに重要課題として繰り返し求められてきた。過去30年にわたって金融危機が繰り返し発生し、深刻度を増してきたにもかかわらず、現在の国際金融ガバナンスの枠組みでは、国際的に統一的な金融安定化政策をとることが困難であったからである。これまでの国際金融ガバナンスは、条約締結による法的拘束力をともなわないソフト・ローによる金融監督・規制体制に依拠してきた。こうしたソフト・ガバナンスを基礎とした国際金融ガバナンスは、各国の利害対立から国際的に統一した金融監督・規制体制を施行できないという限界をもっている。国際金融市場を舞台に資産選択活動が活発化するにつれ、各国金融市場の制度的収斂と統合が進む一方、ソフト・ガバナンスに依拠した国際金融ガバナンスでは、国際金融市場を統一的に管理することはますます困難となってきた。

ブレトンウッズ体制崩壊後、国際金融ガバナンスは、条約締結による拘束を受けないソフト・ガバナンスの下で運営されてきた。1970年代以降繰り返される金融危機は、国際金融システムを安定化させるために国際的な監督・規制における国際協調の強化を要請した。金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum, FSF）はまさにそうした要請に応えるために設立された最新の組織である。しかし、FSFを管制塔とする国際金融ガバナンスには次の問題点が内在していた。

第1に、金融安定化のために求められる金融監督・規制を各国間でどのように策定し施行するのかというガバナンスの制度面における不徹底である。FSFが勧告した監督・規制案の最終的施行権限は、いまだ各国金融当局が握っていた。それでは、各国間での監督・規制の施行面の国際的ギャップを生じ、規制アービトラージを生む可能性を高める。第2に、各国が合意できる最低限の基準を設定し、金融機関、主に商業銀行のインセンティブを介して金融安定性を確保するという市場規律重視の金融安定化政策の限界が露呈したことである。もっぱらマイクロ・プルーデンス政策に依拠した金融安定化政策は、個々の金融機関の財務の健全化へ向けた行動がしばしば経済全体の状況を悪化させるという問題を発生させることになった。

FSFを管制塔とする国際金融ガバナンスの問題点を克服するために、G20及びFSFはいくつかの是正措置を行った。第1に、FSFとIMFの役割分担を明確にしたうえで、FSFを金融安定化理事会（Financial Stability Board, FSB）に改組し、組織体制を強化するとともに参加メンバーを拡大した。第2に、従来みられなかった報酬規制などの新たな任務をFSBに与えたことである。しかし、こうした一連の措置にもかかわらず、FSF創設時から存在していた問題点は十分に克服されとはいえない。金融安定化対策としてのマイクロ・プルーデンス政策の限界を補完する形で登場してきたマクロ・プルーデンス政策にしても、現状においては、事後的な対症療法的な域を脱していない。本報告は、国際金融ガバナンスに内在する限界の克服に向けた制度面及び政策面の動きを検討し、FSFからFSBへの改組が意味する国際金融ガバナンスにおける意義と問題点を明らかにすることを課題としている。